

## VIII 行政指導に対する相談窓口等 について

## 1 行政指導に対する相談窓口

申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

### ○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

### ○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00  
（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

## 2 知事が事業の認定を拒否した場合等について

知事が事業の認定を拒否したとき又は知事が法第18条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わないときは、起業者は、国土交通大臣に対して事業の認定を申請することができます（法第27条第1項）。

なお、知事がした事業の認定の拒否については、審査請求をすることはできません（法第132条第1項）。